

防府市観光パンフレット企画制作業務に関する
プロポーザル審査委員会設置要綱

令和8年3月24日制定

(設置)

第1条 防府市観光パンフレット企画制作業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、防府市観光パンフレット企画制作業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要領の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、文化スポーツ観光交流部観光振興課において行う。

(委員長)

第4条 委員長は、次条に掲げる委員のうち文化スポーツ観光交流部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、外部委員を2人、内部委員を5人とし、次に掲げる者をもって充て、外部委員は市長が依頼する、

- (1) 文化スポーツ観光交流部長
- (2) 文化スポーツ観光交流部次長
- (3) 文化スポーツ観光交流部観光振興課長
- (4) 文化スポーツ観光交流部文化振興課長
- (5) 総合政策部広報政策課長
- (6) 一般社団法人防府観光コンベンション協会事務局長
- (7) 防府商工会議所専務理事

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。